

長崎県立大学大学院地域創生研究科運営委員会規程

〔平成31年3月20日〕
規程第9号

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第7条第2項の規定に基づき、長崎県立大学大学院地域創生研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 運営委員会は、地域創生研究科（以下「研究科」という。）の重要事項を審議することを目的とする。

（審議事項）

第3条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科全体の基本方針に関する事項
- (2) 研究科の教育課程に関する事項
- (3) 研究科の予算に関すること
- (4) その他研究科に関する重要事項

（組織）

第4条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 専攻長
- (3) 副専攻長
- (4) 専攻長からの推薦に基づき研究科長が指名する者

（委員長）

第5条 運営委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 運営委員会は、原則として毎月1回開催する。

（委員以外の者の出席）

第7条 運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 運営委員会の庶務は、学生支援部学生支援課において処理する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年3月20日規程第9号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。